

日本赤十字社の「こころのケア」活動について

日本赤十字社（日赤）は、平成7年の阪神・淡路大震災での教訓をもとに、国際赤十字・赤新月社連盟（※）が作成した「こころのケア」活動を災害時の救護活動のひとつとして取り入れ、全国に92ある赤十字病院の看護師を中心に、災害時に備えて「こころのケア」活動の指導者とスタッフを養成してきました。平成23年度末で約7千人の活動スタッフが登録しています。

平成23年の東日本大震災では様々な団体の“こころのケアチーム”が活動しましたが、こころのケアという名称が同じでも、その構成員や活動内容に大きな違いがあり、混乱も生じました。

国連が提唱しているIASC（Inter Agency Standing Committee：人道機関間常任委員会）のガイドラインでは、非常事態時の“こころのケア”を表現するために、“メンタルヘルス（精神科医療）と心理社会的支援”と併記しています。

日赤のこころのケア活動は、この心理社会的支援にあたり、個々の被災者に提供する心理的支援と、避難所や地域に基づいた社会的支援を目指しています。また、心理的支援は「支持」、「傾聴」、「共感」、「具体的な支援」の4つの要素からなる“こころの救急法”がその基本となっています。

日赤のこころのケア活動は、特別に訓練を受けたこころのケア要員が避難所や地域を巡回しながら、被災者の方々に接する中で、健康や身近な悩みなどをお聞きして、そのお力になれるように支援するとともに、ストレスやその対処法などについてお話し、安心感・安全感を築きます。また、こうした活動の中で医師等の専門家の介入が必要と判断された場合には、責任をもって精神科の医師につなぎます。

同じ避難所などで、精神科医のこころのケアチームと日赤のこころのケアチームの活動が重なることがあります、それは上に述べましたように、けっして競い合う、競合するものではなく、お互いに協力しあい、補完しあうことによって被災者の方々に安心と安全を提供することができるのです。

※ 国際赤十字・赤新月社連盟は、各国の赤十字社・赤新月社の国際的な連合体であり、スイスのジュネーブに事務局と世界60カ所以上に代表部を置いている、独立した人道機関です。

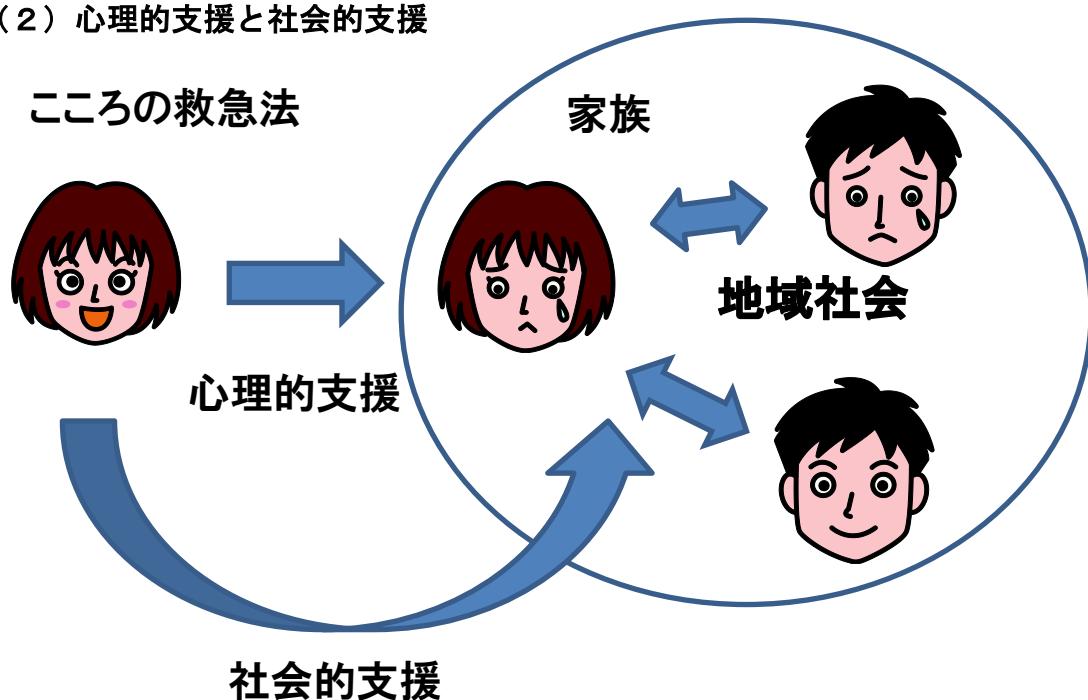
[参考]

(1) 精神保健と心理社会的支援との関係

広義のこころのケア

精神保健		心理社会的支援	
精神科医療	心理療法	社会的支援	心理的支援
精神科医	心理療法士		こころの救急法 日赤こころ のケア要員
他のこころのケア		日赤のこころのケア	

(2) 心理的支援と社会的支援



(3) IASC指針の多重層的支援

